文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業実施規程

平成29年10月6日 文化庁長官決定

(趣旨)

第1条 この規程は、文化庁における大学・研究機関等(以下「大学等」という。)との共同研究の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、大学等との連携を通じて、大学等の持つ知的財産・人的資源等を活用 し共同研究を行うことにより、文化庁の政策研究機能の強化及び文化政策研究の推進を図 るとともに、文化政策における研究者ネットワークの構築を目指すものである。

(定義)

- 第3条 この規程において「共同研究」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 公募型共同研究 文化庁が研究課題を決定し、共同して研究を行う大学等を公募により決定して行 うもの
 - (2) 提案型共同研究 大学等が適当な研究課題を決定し、文化庁に提案して行うもの

(要件)

- 第4条 共同研究は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。
 - (1) 共同研究の課題が文化庁の政策研究機能の強化に資するものであること
 - (2) 共同して研究を行う大学・研究機関等(以下「共同研究機関」という。)が、必要な技術・能力及び人的資源、経済的基盤を有していること
 - (3) 共同研究の実施により、文化庁の業務に支障を及ぼすおそれがないこと
- 2 共同研究機関は、文化庁が公募等により調達する案件のうち、共同研究機関として参加する共同研究に関するものについては入札することができない。

(役割分担)

第5条 役割分担は、文化庁及び共同研究機関で分担し、分担割合については、案件ごと に文化庁及び共同研究機関が協議を行い決定する。

(研究期間)

- 第6条 研究期間は、文化庁と共同研究機関との協議において決定する。
- 2 研究期間は1年ごとに更新するものとし、最大3年間までとする。

(共同研究)

- 第7条 共同研究に係る事務は、地域文化創生本部に設置される共同研究事業事務局(以下「事務局」という)において行う。
- 2 共同研究は、公募型共同研究及び提案型共同研究のいずれかの方法により、大学等と 共同研究を行うものとする。
- 3 大学等は所定の様式により事務局に申請を行う。申請に基づき、文化庁は地域文化創 生本部内に設置される審査会において審査を行い、共同研究機関を決定する。
- 4 共同研究機関は、研究期間、費用分担等について文化庁と協議を行い、協定を締結する。
- 5 文化庁及び共同研究機関は協定に基づき共同研究を開始し、研究期間終了後、共同研究機関は研究成果を報告する。

(申請)

- 第8条 共同研究を実施しようとする大学等は、事務局が定める期日までに、次に掲げる 書類を事務局に提出しなければならない。
 - (1) 文化庁・大学等共同研究事業申請書(様式第1号)
 - (2) 共同研究事業計画書
 - (3) 資金計画書
- 2 研究期間中、申請書の内容に変更が生じた場合は、共同研究機関は速やかに文化庁・ 大学等共同研究事業変更申込書(様式第2号)を事務局に提出する。

(研究課題及び共同研究機関の決定)

- 第9条 公募型共同研究の研究課題及び共同研究機関の決定における審査は、文化庁地域 文化創生本部内に設置される審査会で行うものとする。
- 2 前項の規定により研究課題を決定したときは、事務局はホームページ等により周知を 行うものとする。
- 3 第1項の規定により共同研究機関を決定したときは、事務局は申請者に対し採否を速 やかに通知するものとする。

(審査会)

- 第10条 事務局は地域文化創生本部に審査会を設置する。
- 2 審査会は、次の各号に掲げる事項について審査するものとする。
 - (1) 共同研究の目的、内容、実施方法等に関すること

- (2) 公募型共同研究の研究課題の決定に関すること
- (3) 共同研究申請の採用の可否に関すること
- (4) 共同研究の成果の評価に関すること
- (5) 共同研究の成果の活用に関すること
- (6) その他共同研究の実施に必要なこと
- 3 審査会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 地域文化創生本部事務局長
 - (2) 研究官1名
 - (3)総括・政策研究グループ グループリーダー
 - (4) 外部有識者 2 名以上
 - (5) 前各号のほか、地域文化創生本部事務局長が必要と認める者

(協定の締結)

- 第11条 文化庁は共同研究機関と協議のうえ、次の各号に掲げる事項について協定を締結するものとする。
 - (1) 共同研究の名称
 - (2) 共同研究の目的・内容
 - (3) 共同研究の実施方法
 - (4) 共同研究の実施期間
 - (5) 共同研究の業務分担
 - (6) 共同研究における成果物の権利の帰属
 - (7) その他共同研究を行うために必要な事項
- 2 前項の規定により締結した協定について、変更する必要が生じたときは、事務局と共同研究機関が協議のうえ、当該協定を変更することができる。

(研究の実施)

- 第12条 文化庁及び共同研究機関は、前条の規定により締結した協定に基づき共同研究 を行う。
- 2 文化庁及び共同研究機関の両者は、研究の円滑な運営のため、緊密な連携を図り、研 究の実施に支障をきたさないよう努めるものとする。

(研究の中止)

第13条 事務局は、共同研究を中止する必要が生じた場合、共同研究機関と協議のうえ、 研究期間内においても共同研究を中止することができる。その場合の経費の取扱いについ ては両者で協議を行うものとする。

(研究の終了)

- 第14条 共同研究が終了した場合、共同研究機関は速やかに共同研究成果報告書を作成 し、事務局に提出するものとする。
- 2 事務局は、前項の規定に基づき共同研究成果報告書が提出された場合、審査会に報告する。
- 3 前項に基づく報告が行われた場合、審査会は研究成果の評価を行うとともに、研究成 果の以降の活用についても検討するものとする。

(研究成果の公表等)

- 第15条 文化庁及び共同研究機関は、研究による成果を印刷又はその他の方法により公表することができる。
- 2 文化庁及び共同研究機関は、前項の規定に基づく公表のほか、公開シンポジウムや報告会等、共同研究の成果を直接公表する機会を設けるよう努める。

(権利の帰属)

- 第16条 共同研究により生じた成果物及び知的財産権(以下「成果物等」という。)については、文化庁及び共同研究機関の双方に帰属する。
- 2 但し、共同研究の成果物等を営利目的で利用する際は、事前に両者で協議を行うものとする。

(秘密の保持)

- 第17条 文化庁及び共同研究機関は、共同研究により知り得た両者の秘密事項について、 他者に漏らしてはならない。
- 2 前項の規定は、共同研究終了後にも適用されるものとする。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は文化庁が別に定める。